

- (4) 欠課の時は、その都度教科担当に願い出る。
- (5) 次の場合の欠席・遅刻・早退・欠課は、公欠扱いとする。
- イ 校長の命により派遣された場合
 - ロ 入学試験、就職試験を受ける場合
 - ハ 学校を代表して儀式、会合などに出席する場合
 - ニ その他、校長より許可を受けた場合
- (6) 忌引日数は、次の通りである。
- 父母5日 兄弟姉妹・祖父母・祖々父母3日 伯叔父母・その他同居親族1日
- (7) 1週間以上病欠、もしくは1カ月以上の体育実技等の見学を要する場合は、医師の診断書を添え担任に届け出る。

3. 皆勤・精勤

- (1) 皆 勤 3カ年間全く欠席・遅刻・早退・欠課がない場合。
- (2) 精 勤 3カ年間欠席2日までの場合。
- 但し、遅刻・早退計3回を欠席1日として換算する。

4. 交通機関のスト、台風が襲来した場合等の授業について

	解 除 区 分	始 業 時 間
①	午前6時の時点で解除されている場合	平常授業（8時40分始業）
②	午前6時から7時（7時を含む）の間に解除された場合	9時40分始業、 2限より平常授業
③	午前7時から9時（9時を含む）の間に解除された場合	11時40分始業、 4限より平常授業
④	午前9時（土曜日は午前7時）を過ぎても解除されない場合	臨時休業

〔1〕交通機関がストライキの場合

- (1) 近鉄線が運行スト（集改札ストは除く）の場合は、上記解除区分で授業を行う。
- (2) 近鉄線以外の交通機関が運行ストの場合は、平常通り授業を行う。早めに家を出たり、交通機関を変更するなどして、可能な方法で登校すること。
- (3) ストにより臨時休校が出た場合、授業日数を学期末か学年末で調整する。

〔2〕台風が襲来した場合（気象地域区分についてはP4～5参照のこと）

- (1) 大阪府（または東部大阪、または柏原市）に暴風警報または大雨警報が発令されている場合は、登校しない。
- (2) 他府県居住生徒は、その居住地が含まれる地域に暴風警報または大雨警報が発令されている場合は、登校しない。
- (3) 大阪府（または東部大阪、または柏原市）で午前9時までに上記警報が解除された場合、上記解除区分で授業を行う。
- (4) 他府県居住生徒は、その居住地が含まれる地域に発令中の上記警報が解除になった時点で登校すること。なお、授業については、(3)に基づいて実施するので、大阪府の状況に注意すること。
- (5) 道路決壊や交通機関の不通等で他の代替機関がない、その他の理由により、解除後も登校できない場合は、学校へその旨連絡し、登校できる状況まで自宅で待機すること。
- (6) 台風襲来により臨時休校が出た場合は、授業日数を学期末か学年末で調整する。

〔3〕台風以外で警報（大雨・大雪等）が発令された場合

- (1) 発令地域に居住する生徒は、登校できる状況であれば、可能な方法で登校すること。
- (2) 道路決壊や交通機関の不通等で他の代替機関がない場合は、学校へその旨連絡し、登校できる状況まで自宅で待機すること。
- (3) 注意報に変わっても、同一の措置をとること。

台風が襲来した場合の気象地域区分について

(※平成29年3月1日現在－変更のある場合はその都度連絡します。)

- ①『大阪府』に居住している生徒については、台風による暴風警報または大雨警報が、『北大阪』、『東部大阪』、『大阪市』、『南河内』、『泉州』を問わず、大阪府に発令されている場合には、前頁の解除区分に従って対応すること。

大阪府	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、三島郡（島本町）、豊能郡（豊能町、能勢町）
	東部大阪	柏原市、八尾市、東大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
	大阪市	大阪市
	南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡（太子町、河南町、千早赤阪村）
	泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡（忠岡町）、泉南郡（熊取町、田尻町、岬町）

- ②『奈良県』に居住している生徒については、台風による暴風警報または大雨警報が、『奈良県全域』または以下の細分区域に発令されている場合には、前頁の解除区分に従って対応すること。

奈良県	北部	北西部	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）、磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）、北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）
		北東部	宇陀市、山辺郡（山添村）
		五條・北部吉野	五條市（大塔町を除く）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町）
	南部	南東部	宇陀郡（曾爾村、御杖村）、吉野郡（黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）
南西部		五條市（大塔町に限る）、吉野郡（野迫川村、十津川村）	

- ③『三重県』に居住している生徒については、台風による暴風警報または大雨警報が、『三重県全域』または以下の細分区域に発令されている場合には、前頁の解除区分に従って対応すること。

三重県	北中部	伊 賀	名張市、伊賀市
		北 部	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡（木曾岬町、員弁郡（東員町）、三重郡（菰野町、朝日町、川越町）
		中 部	津市、松阪市、多気郡（多気町、明和町）
	南部（省略）		

- ④『和歌山県』に居住している生徒については、台風による暴風警報または大雨警報が、『和歌山県全域』または以下の細分区域に発令されている場合には、前頁の解除区分に従って対応すること。

和歌山県	北部	紀 北	和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、海草郡（紀美野町）、伊都郡（かつらぎ町、九度山町、高野町）
		紀 中	（省略）
	南部（省略）		

- ⑤『京都府』に居住している生徒については、台風による暴風警報または大雨警報が、『京都府全域』または以下の細分区域に発令されている場合には、前頁の解除区分に従って対応すること。

京都府	南部	山 城 中 部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡（久御山町）、綴喜郡（井手町、宇治田原町）
		山 城 南 部	木津川市、相楽郡（笠置町、和束町、精華町、南山城村）
		南丹・京丹波	（省略）
		京 都・亀 岡	（省略）
	北部（省略）		

- ⑥『兵庫県』に居住している生徒については、台風による暴風警報または大雨警報が、『兵庫県全域』または以下の細分区域に発令されている場合には、前頁の解除区分に従って対応すること。

兵庫県	南部	阪 神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡（猪名川町）
		北 播 丹 波	（省略）
		播磨北西部	（省略）
		播磨南東部	（省略）
		播磨南西部	（省略）
		淡 路 島	（省略）
	北部（省略）		